

障害者手帳サービスガイド

【医療の給付等編】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分16秒）

障害者手帳サービスガイド 医療の給付等編。

この動画では、自立支援医療、特定医療費、重度心身障害者医療費支給制度などについてご案内します。

【スライド2枚目】（0分17秒～3分11秒）

まず、自立支援医療と特定医療費についてです。

これらは、障害を軽減するための治療や、継続的な通院等にかかる医療費を軽減する制度です。

自立支援医療更生医療は、18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、手帳に記載された障害を除去・軽減するために、指定医療機関で手術や治療を受けた場合に、医療費の自己負担を1割負担に軽減する制度です。

自立支援医療育成医療は、身体に障害がある18歳未満の児童が、障害を軽減するために指定医療機関で手術や治療を受けた場合に、医療費の自己負担を1割負担に軽減する制度です。身体障害者手帳をお持ちでない場合でも、対象になる場合があります。

自立支援医療精神通院医療は、うつ病やてんかん、統合失調症等の精神疾患で、指定医療機関において継続して通院治療を受ける方の医療費の自己負担を1割負担に軽減する制度です。年齢制限はなく、障害者手帳をお持ちでない場合でも申請が可能です。

対象となる費用は、精神科、心療内科での診察代や、処方された薬代などです、入院費用や、風邪や虫歯など、精神疾患とは関係のない病気は対象外です。

障害者自立支援医療特別対策費は、ぼうこう・直腸機能障害3級の方が継続的に治療を受けている「ストーマ周辺の感染防止等にかかる医療や、ぼうこうまたは直腸の障害となった原因疾患の治療」にかかる医療費、または、呼吸器機能障害3級のかたが受けられている「在宅酸素療法にかかる医療費」に要する自己負担を1割負担に軽減する制度です。京都府独自の制度で、府外の医療機関で治療を受けた場合は、審査のうえ、償還払いになります。

特定医療費（指定難病）助成制度は、国が指定した難病に罹患された方で、認定基準を満たす方を対象に、治療にかかる医療費や介護費の自己負担を2割負担に軽減する制度です。なお、同一保険に加入する世帯員の所得に応じて、1か月あたりの自己負担額に上限額が設定されます。

ただし、所得制限がある制度については、「重度かつ継続」に該当する方を除き、一定所得以上の場合は制度対象外となります。

詳細は、「自立支援医療育成医療」については、お住まいの区役所・支所の子どもはぐくみ室へ。「それ以外の制度」については、障害保健福祉課へお問合せください。

【スライド3枚目】（3分12秒～4分50秒）

続いて、重度障害者医療費支給制度、重度障害老人健康管理費支給制度についてです。

これらは、病院や薬局での健康保険適用分の「自己負担額」を助成する制度です。

障害者本人および同一生計の家族の所得が、一定額以上の方は対象外になります。

対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の重度の方のほか、これらの重複障害の方も対象となる場合があります。

65歳以上で後期高齢者医療制度に加入されている方は、重度障害老人健康管理費支給制度が適用されます。

助成対象の費用は、病院での診察・検査・手術、または薬局で処方される薬代など、健康保険の対象となる医療費です。健康保険適用外の入院時の食事代、個室等の差額ベッド代、健康診断、予防接種、診断書などの文書料等は対象外となります。

京都府外の病院等を受診した場合や、受給者証を提示できなかった場合は、窓口で通常の自己負担額を支払い、後日、領収書等を添付して申請することにより、自己負担分が返金されます。

詳細は、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入されている方は、お住まいの区役所・支所 市民総合窓口室 保険年金担当へ、その他の健康保険に加入されている方は障害保健福祉課にお問合せください。

【スライド4枚目】（4分51秒～6分03秒）

最後に、後期高齢者医療制度の障害認定による特例加入についてです。

通常、後期高齢者医療制度は、75歳からの加入となりますが、65歳以上74歳以下の方でも、一定の障害要件を満たす場合は、特例で加入することができます。

加入基準に該当する手帳等の種類と、障害の程度については、表のとおりです。

該当する障害者手帳または年金証書、加入している医療保険の資格情報がわかるもの、お持ちの場合は重度障害者医療費受給者証を持参のうえ、お住まいの区役所・支所の市民総合窓口室、保険年金担当でお手続きをお願いします。

健康保険の切替えに伴う注意点です。この特例制度による医療の給付を受けるためには、現在ご加入の国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。制度への加入・脱退手続の詳細については、お住まいの区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当へお問い合わせください。